

カピバラあかちゃんこどもクリニック院内感染対策指針

第1条 院内感染対策に関する基本的な考え

院内感染の防止に留意し、感染等の発生の際にはその原因の速かな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全従業員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成する。

第2条 院内感染部門の設置及び院内感染管理者の配置

(1)院内感染部門を設置し、院内感染管理者（理事長）を配置した上で、感染防止に係る日常業務を行う。

第3条 院内感染管理者の業務内容

- ①定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の把握・指導を行う。
(週1回程度)
- ②従業員への研修を行う。
- ③院内感染が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。
- ④院内感染対策指針及びマニュアルの作成・見直しを全職員へ周知する。
- ⑤港区が主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加する。

第4条 感染症の発生状況の報告

- ①一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省で定める五類感染症の患者及び新感染症に罹っていると疑われる者は、診断後、直ちに届け出る。
- ②厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む）は、診断後、7日以内に届け出る。

第5条 標準感染予防策及び職員研修

- ①感染防止の基本として、手袋・マスク・ガウン等の個人防護具を、感染性物質に接する可能性に応じて適切に配備し、医療従事者にその使用法を正しく周知した上で、1日に2回院内消毒を実施する。
- ③標準感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、年2回研修を実施する。

第6条 院内感染発生時の対応

- ①院内感染発生時は、その状況及び患者への対応等を院内感染管理者に報告する。
院内感染管理者は速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員に周知徹底を図る。
- ②職員は患者及び患者家族に対しての情報提供と説明を行う。

第7条 抗菌薬適正使用について

抗菌薬は、不適正に用いると、耐性株を生み出したり、耐性株を選択残存させる危険性があるので、適正な検査・血液検査を実施、考慮し、投薬期間は可能な限り短くする。

第8条 職業感染について

全職員が医療従事者として健康に関して自己管理に努め、職業感染を予防する。

感染対策に関して基幹病院・港区・医師会と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。